

独立行政法人 自動車事故対策機構（非特定）

所在地 東京都墨田区錦糸 3-2-1

電話番号 03-5608-7560 郵便番号 130-0013

ホームページ <http://www.nasva.go.jp>

根拠法 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成 14 年法律第 183 号）

主務府省 国土交通省自動車局安全政策課（自動車事故対策機構分科会庶務）、
政策統括官付政策評価官（評価委員会庶務）

設立年月日 平成 15 年 10 月 1 日

沿革 昭 48.12 自動車事故対策センター → 平 15.10 独立行政法人自動車事故対策機構

目的 自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号。以下「自賠法」という。）による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。

業務の範囲 1. 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）の用に供する自動車（以下単に「自動車」という。）の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対し、当該事項に関する指導及び講習を行うこと。2. 自動車の運転者に対し、適性診断（自動車の運行の安全を確保するため、自動車の運行の態様に応じ運転者に必要とされる事項について心理学的又は医学的な方法による調査を行い、必要に応じて指導することをいう。）を行うこと。3. 自動車事故による被害者で後遺障害（傷害が治ってもなお身体に存する障害をいう。以下同じ。）が存するため治療及び常時の介護を必要とするものを收容して治療及び養護を行う施設を設置し、及び運営すること。4. 自動車事故により介護を必要とする後遺障害をもたらす傷害を受けた者であって国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、介護料を支給す

ること。5. 次に掲げる被害者であって生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者に必要な資金の全部又は一部の貸付けを行うこと。(イ 自動車事故により死亡した者の遺族又は国土交通省令で定める後遺障害をもたらす傷害を受けた者の家族である義務教育終了前の児童 ロ 自動車事故による損害賠償についての債務名義を得た被害者であって当該債務名義に係る債権についてその全部又は一部の弁済を受けることが困難であると認められるもの) 6. 次に掲げる被害者であって生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者が損害賠償額又は損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるまでの間、その支払を受けるべき金額の一部に相当する資金の貸付けを行うこと。(イ 自賠法の規定により後遺障害に係る損害賠償額の支払を受けるべき被害者 ロ 自賠法第4章の規定による損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるべき被害者) 7. 自賠法による損害賠償の保障制度について周知宣伝を行うこと。8. 自動車事故の発生の防止及び被害者の保護に関する調査及び研究を行い、その成果を普及すること。9. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

財務及び予算の状況

<資本金> 13,174百万円

<国有財産の無償使用> なし

<予算計画>

(単位：百万円)

	区 別	中期計画予算 (平成24～28年度)	平成25年度 予算
収 入	政府借入金	0	0
	運営費交付金	34,065	6,772
	施設整備費補助金	1,994	405
	政府補助金	17,169	3,305
	回収金等収入	3,383	701
	業務収入	9,811	1,977
	その他収入	197	41
	計	66,618	13,201

支出	人件費	16,864	3,131
	業務経費	39,318	7,938
	施設整備費	1,994	405
	一般管理費	4,927	1,000
	貸付金	832	173
	借入金償還	6,398	1,398
	計	70,333	14,044

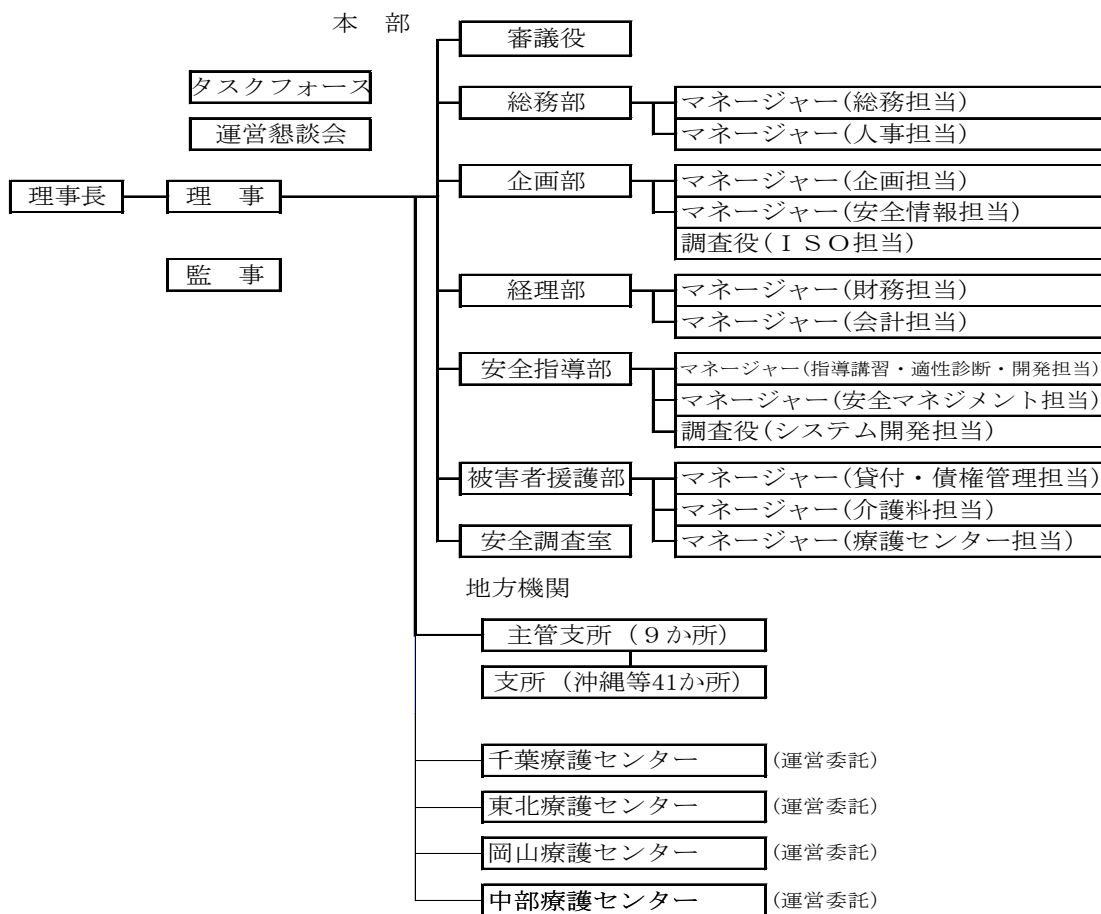
<短期借入金の限度額> 1,200百万円

組織の概要

<役員> (理事長・定数1人・任期：中期目標期間) 鈴木 秀夫 (理事・定数3人・任期:理事長が定める期間) 徳永 泉、小島 公平、平野 和春 (監事・定数2人・任期2年) 野田 光治、内田 邦彦

<職員数> 358人 (常勤職員334人、非常勤職員24人)

<組織図>



中期目標

1. 中期目標の期間

中期目標期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化

全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の中で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じて、支所の合理化を図るものとする。

(2) 人材の活用

職員の能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。

(3) 業務の運営の効率化

① 安全指導業務

安全指導業務における I T の活用及び民間参入の状況等を踏まえ、業務運営の効率化を図る。

② 療護施設

ア 療護センターについて、質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

イ 療護施設の運営委託費のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減を図る。

ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、保有資産の有効活用を図る観点から、年間 10,000 件程度の外部検査を積極的に受け入れ、自己収入の確保を図る。

③ 交通遺児等への生活資金の貸付

ア 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率 90%以上を確保する。

イ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。

ウ このほか、生活資金貸付業務の適正な運営を確保する観点から、以下の取組を行う。

(i) 貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握

(ii) 貸付を必要とする者への制度の周知徹底

(iii) 貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化

(iv) 債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減

エ あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。

④ 業務全般

ア 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等

の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で15%以上削減するとともに、業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で10%以上削減する。

イ 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。

ウ 総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知した事項を参考にしつつ、内部統制については、更に充実・強化を図る。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、安全指導業務について、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間への業務移管を進めることとされていること、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、自動車アセスメント情報提供業務について、独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人の統合後の法人(以下「新法人」という。)に移管することとされていることを踏まえ、安全指導業務等から被害者援護業務へ業務の重点化、深度化を図るとの考え方の下、以下の取組を進める。

(1) 安全指導業務等

① 安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策(認定取得の支援等・その実施時期を含む。)を策定する。

あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。

② 運輸安全マネジメント評価等の安全マネジメント業務については、自動車運送事業者における安全確保に重要な意義を有しているが、国の体制のみでは普及促進を強化できる範囲に限度がある。このため、機構は、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、大手・中堅事業者を中心とした国の取組を補完し、民間と協同して、中小事業

者を含めた自動車運送事業者全般へ、国の取組と連携して制度の効果的・効率的な浸透・定着を図る。

あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。

(2) 療護施設の設置・運営

機構は、自動車事故による遷延性意識障害者（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供する観点から、療護施設の設置・運営に関して以下の取組を行う。

- ① 療護センターにおいて、必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。
- ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）において、療護センターに準じた質の高い治療・看護を実施するとともに、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置する。なお、その後の委託病床の立地等のあり方については、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、引き続き検討する。
- ③ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対する療護施設（療護センター及び委託病床）の周知を徹底する。
- ④ 療護センターで得られた知見・成果について、研究成果の公表、部外の医師及び看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。

(3) 介護料の支給等

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とする。

- ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者が、メディカルチェックを受けるため、また、その家族の負担を軽減するため、安心して短期的に病院や福祉施設を利用するための支援措置を検討し、実施する。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。また、機構は把握したニーズに即した支援の充実を図る。

(4) 交通遺児等への生活資金の貸付

交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。

(5) 自動車事故被害者等への情報提供・相談対応

自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。

(6) 自動車アセスメント情報提供業務

① 国及び関係機関と連携しつつ、閣議決定を踏まえた新法人への円滑な移管及びそのための体制整備について、所要の取組を行う。

② 新法人への移管が行われるまでの間においては、引き続き、機構が業務を担い、車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。

また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

(7) 自動車事故対策に関する広報活動

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。

4. 財務内容の改善に関する事項

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設及び設備に関する事項

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

(2) 人事に関する事項

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

貸借対照表
(平成25年3月31日現在)

(単位:円)

資産の部				
I 流動資産				
現金及び預金		1,358,096,991		
有価証券		2,499,705,012		
たな卸資産		595,624		
前払費用		12,071,758		
未収収益		4,824,737		
貸付金	10,118,988,326			
貸倒引当金	△ 2,258,551,136	7,860,437,190		
未収金		86,860,311		
未収業務委託費還付額		495,929,757		
流動資産合計			12,318,521,380	
II 固定資産				
1 有形固定資産				
建 物	7,594,126,980			
減価償却累計額	△ 3,088,764,400	4,505,362,580		
構築物	258,946,959			
減価償却累計額	△ 165,778,487	93,168,472		
機械装置	4,688,290,405			
減価償却累計額	△ 3,318,778,452	1,369,511,953		
車両運搬具	134,709,643			
減価償却累計額	△ 62,924,934	71,784,709		
工具器具備品	3,012,086,908			
減価償却累計額	△ 2,157,208,283	854,878,625		
土 地		3,549,800,000		
有形固定資産合計		10,444,506,339		
2 無形固定資産				
ソフトウェア		187,062,605		
電話加入権		2,117,600		
その他無形固定資産		256,992		
無形固定資産合計		189,437,197		
3 投資その他の資産				
投資有価証券		699,945,110		
破産債権等	342,846,946			
貸倒引当金	△ 342,846,946	0		
敷金・保証金		369,912,714		
投資その他の資産合計		1,069,857,824		
固定資産合計			11,703,801,360	
資産合計				24,022,322,740

負債の部				
I 流動負債				
運営費交付金債務		619,927,530		
1年以内返済予定長期借入金		1,398,336,000		
短期リース債務		23,773,106		
未払金		683,367,728		
預り金		110,931,218		
預り補助金		42,133,680		
流動負債合計			2,878,469,262	
II 固定負債				
資産見返負債				
資産見返運営費交付金	1,191,392,786			
資産見返補助金	29,250,166			
資産見返物品受贈額	763,884	1,221,406,836		
長期借入金		9,850,000,000		
長期リース債務		25,749,833		
固定負債合計			11,097,156,669	
負債合計				13,975,625,931
純資産の部				
I 資本金				
政府出資金		13,081,869,227		
民間出資金		92,216,055		
資本金合計			13,174,085,282	
II 資本剰余金				
資本剰余金		3,539,129,873		
損益外減価償却累計額		△ 6,705,726,720		
損益外減損損失累計額		△ 77,280		
資本剰余金合計			△ 3,166,674,127	
III 利益剰余金				
前中期目標期間繰越積立金		685,916		
当期末処分利益		38,599,738		
(うち当期総利益 38,599,738)				
利益剰余金合計			39,285,654	
純資産合計				10,046,696,809
負債 純資産合計				24,022,322,740

損益計算書
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位:円)

経常費用			
業務経費			
人件費	2,026,649,971		
減価償却費	288,379,026		
貸倒引当金繰入	8,797,404		
諸謝金	58,567,100		
旅費交通費	89,536,815		
消耗品費	161,756,432		
印刷製本費	129,697,635		
通信運搬費	102,425,919		
賃借料	100,460,831		
業務委託費	736,897,158		
雑給	308,945,663		
修繕費	7,441,771		
療護業務委託費	2,586,000,126		
介護料支給費	3,136,970,320		
その他	24,356,085	9,766,882,256	
一般管理費			
人件費	1,042,571,906		
減価償却費	59,369,820		
貸倒引当金繰入	4,798,754		
旅費交通費	25,999,225		
消耗品費	36,226,448		
印刷製本費	11,134,455		
通信運搬費	22,251,076		
賃借料	604,541,223		
業務委託費	119,127,879		
光熱水料	32,213,674		
雑給	24,212,731		
福利厚生費	4,385,457		
消費税等	37,974,100		
その他	18,482,091	2,043,288,839	
財務費用			
支払利息	4,644,562	4,644,562	
経常費用合計			11,814,815,657
経常収益			
運営費交付金収益		5,953,198,266	
業務収益			
貸付利息収入	14,640,694		
運行管理者等指導講習手数料収入	806,658,645		
適性診断手数料収入	1,541,168,720		
業務雑収入	25,798,750	2,388,266,809	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金戻入	309,620,411		
資産見返補助金戻入	3,118,684		
資産見返物品受贈額戻入	48,400	312,787,495	
介護料支給業務補助金収益		3,136,970,320	
財務収益			
受取利息		35,734,944	
雑益			
その他雑益		17,012,592	
経常収益合計			11,843,970,426
経常利益			29,154,769
臨時損失			
固定資産除却損		2,977,852	2,977,852
臨時利益			
固定資産売却益		1,019,040	1,019,040
当期純利益			27,195,957
前中期目標期間繰越積立金取崩額			11,403,781
当期総利益			38,599,738